

() 全体についての消防計画

第1 総 則

1 目的

この計画は、消防法令に基づき、() (以下「この建物」という。)の管理について権原のある人 (以下「管理権原者」という。) 及び統括防火管理者が、この建物全体にわたる火災の予防と火災、地震、その他の災害が起きたときの人命の安全と被害を軽くするための消防計画 (以下「全体消防計画」という。) を定めたものです。

2 適用の範囲

この計画は、この建物内の住居や店舗・事務所など (以下「テナント」という。) に居住する人や勤める人、出入り業者、お客様などすべての人に適用します。

3 防火管理協議会の設置

管理権原者の協議の方法として、各管理権原者により組織する () 防火管理協議会 (以下「協議会」という。) を設置します。

- (1) 協議会は、会長 (代表者)、副会長及び会員 (以下「協議会構成員」という。) により構成し、別表1に示すとおりとします。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を統括します。
- (3) 会長は、協議会の開催に際し必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができることとします。
- (4) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行します。
- (5) 協議会の事務局は、() に置きます。
- (6) 協議会で協議され定められた統括防火管理者の選任又は解任については、協議会構成員の連名をもって消防署長に届け出ます。

4 管理権原者の権原の範囲

この建物の管理権原者それぞれが管理権原を有する範囲は、別表2に定める通りとします。

5 統括防火管理者

この建物の管理権原者は、この建物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定め、所轄消防署長に届け出るとともに、全体消防計画の実行に必要なすべての権限を与えます。

また、統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合に必要があると認める時は、各防火管理者に対し、必要な措置を行うよう指示することができることとします。

6 全体消防計画

全体消防計画は、統括防火管理者が作成し、この建物の管理権原者の確認を受けて定めるとともに、管轄の消防署に届け出ます。

7 施設維持

この建物の全体的な防火・避難施設等の維持管理及びその周知などについて、必要に応じ、統括防火管理者が監督、指導します。

8 自衛消防活動

火災、地震、その他災害が起きた時のこの建物の全体的な自衛消防活動の任務分担を、テナントごとに指定します。

9 図書等

防火管理業務の適正な運営と、火災の際の消防隊に対する情報提供や消防隊を誘導するために、次の図書等を備えます。

- ① 管理権原者一覧表（*別掲ひな型例1を参考）
- ② 共同防火管理台帳（*別掲ひな型例2を参考）
- ③ 行事予定表（*別掲ひな型例3を参考）
- ④ 行事实施結果記録簿（*別掲ひな型例4を参考）

⑤ この建物全体や各階別の見取図

ア 建物の概要表、平面図、立面図、断面図、詳細図、展開図、室内仕上げ表、建具表など

イ テナント、通路配置など避難経路図

ウ 消防用設備等の配置位置図

エ 変電室、危険物施設などの位置図

オ 火気使用設備器具などの配置位置図

カ 緊急連絡先一覧

キ 防火管理維持台帳

⑥ 会議録

⑦ その他安全を守るために必要な書類

第2 それぞれの担当について

1 統括防火管理者

統括防火管理者は、全体消防計画の実行についてのすべての権限をもちます。そして次のことを行います。

- ① 全体についての消防計画の作成（変更）、届出
- ② この建物全体の消防訓練
- ③ 避難施設等の維持管理及びその案内
 - ア 建物や共用部分の防火・避難施設及び電気設備、危険物施設並びにボイラー・ガスこんろ・石油ストーブ（火を使用する設備器具）などの検査と不良部分の改修促進
 - イ 従業員等の在館者に避難口及び避難階段等の位置を把握させるため、必要に応じた避難経路図などの掲出
- ④ 自動火災報知設備や屋内消火栓設備などこの建物全体にわたる消防用設備等の点検・整備
- ⑤ 管理権原者（協議会会長）への防火管理に関する報告や提案
- ⑥ 管理権原者に対する防火管理業務に関する監督、指導及び必要に応じて防火管理上必要な措置を行うために行う個々の防火管理者に対する指示、監督
- ⑦ 消防署への届出、報告など
 - ア 防災教育と消防訓練の指導依頼
 - イ その他この建物の安全を守るために必要なこと

2 管理権原者

管理権原者は、それぞれの権原範囲内の安全についての責任者として、次のことを行うとともに、この建物全体の安全性を高めるよう努めます。

- ① 防火管理者を選任（解任）して、所轄消防署長に届け出るほか、統括防火管理者にも報告します。
- ② 必要に応じて、防火管理者の補助者（*防火責任者・火元責任者など）を定めるなど、権原範囲の安全維持に努めます。

3 防火管理者

防火管理者は、全体消防計画に沿って、テナントごとの火災の予防と火災、地震、その他の災害が起きたときの人命の安全と被害を軽くするための消防計画（以下「個別消防計画」という。）を作成（変更）し、必要な業務を実行します。なお、この建物の管理権原の範囲（階段室等の共用部分を含む）について、不明な部分が生ずることのないよう、この全体消防計画に定めるほか、それぞれの消防計画で明示します。

4 その他

この建物に居住する人や勤める人は、消防計画にきめられたことを守り、出入り業者やお客様などに注意します。

第3 安全を守るために

1 守らなければならないこと

- ① この建物全体として日ごろの火災予防と地震やガス漏れ事故、そのほか工事中の出火を防ぐため特に注意することは別表3のとおりです。
- ① 管理権原者と防火管理者は、それぞれのテナントの実情に応じて、注意事項や従業員ごとの担当業務などを表にして、更衣室に張り出すなど、周知徹底します。

2 検査、点検

- ① この建物全体として行う検査・点検
 - ア 建物やこの建物全体としての防火・避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具や消防用設備等の管理を、統括防火管理者と防火管理者（防火管理者は、それぞれのテナント内と担当部分の立会）《及び専門業者》で、別表4のとおり行います。
 - イ 統括防火管理者は、検査・点検を実施した結果を記録し、管理権原者に報告します。
 - ウ 管理権原者は、検査・点検で分かった不良部分の改修の促進を図る（必要に応じて、臨時の会議を開催します。）とともに、消防用設備等の点検の結果を年に（ ）回所轄消防署長に報告します。
- ② それぞれのテナントで個別に検査・点検が必要な施設や器具については、管理権原者と防火管理者など（専門業者を含みます。）が全体として行う検査・点検に準じて行います（所轄消防署長への報告も同じ。）。

3 工事をするときの注意すること

- ① この建物全体としての工事（共用部分の工事）をするときには、統括防火管理者は、工事前に施工関係者と打ち合わせ、火災予防に必要なことを指示し、次のことを守らせます。
 - ア 工事中の安全計画書を提出させること。
 - イ 工事中の防火・防災についての施工担当責任者の選任とこの建物内で守らなければならないこと。
 - ウ 危険物・高圧ガスや溶接機などの持込、火を使用する作業については、そのつど統括防火管理者の承認を受けさせること。
- ② テナント内での単独工事のときは、防火管理者が統括防火管理者に準じた指導を施工関係者に行い、統括防火管理者に工事の期間と概要を報告します。
- ③ 統括防火管理者は、この建物内で行われる工事について、各防火管理者に連絡します。
- ④ 統括防火管理者と防火管理者は、工事による消防計画の変更について協議します。

4 放火防止対策

放火防止対策について各事業所の消防計画を定めるほか、統括防火管理者は次の対策を推進する。

- ① 死角となりやすい廊下、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- ② 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。

- ③ 階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。
- ④ 各事業所の従業員等の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- ⑤ 異常の発見に努める。

第4 災害が起きたときの行動について

1 火災が起きたとき

火災が起きたときは、消防隊が到着するまで、別表5のそれぞれの担当(テナントごとに役割を指定します。)に従って、この建物全体としての自衛消防活動を行います。

2 地震が起きたとき

- ① 地震が起きたときは、別表5に従い活動するとともに管理権原者と防火管理者は、地震のあとすぐに電気設備と火を使用する設備器具などを点検し異常があるかないかを統括防火管理者に報告します。
- ② 地震がおさまってからの電気設備と火を使用する設備器具などを再び使う時期については、統括防火管理者と防火管理者が安全を確かめたのち指示します。

3 ガスもれが起きたとき

- ① ガスもれが起きたときは、別表5に従い活動するとともに隊長は、次に該当すると認めたときは、《引き込み管ガス遮断装置を操作し(緊急ガス遮断装置を作動させ)》、ガス本管を閉鎖します。
 - ア 広い範囲にわたってガス臭があり、多量のガスがもれていると判断したとき
 - イ 爆発事故などが起き、ガス配管の破損が予測されるとき
 - ウ 地震などの災害が起き、緊急にガス遮断をしなければならないと判断したとき
 - エ 防災関係機関から指示を受けたとき
- ② 隊長は、《引き込み管ガス遮断装置を操作し(緊急ガス遮断装置を作動させ)》、ガス本管を閉鎖したときは、直ちにガス会社に速報します。
- ③ ガス設備器具の使用再開は、ガス会社が安全を確かめた後にガス会社の指示によります。

4 テナントでの徹底

防火管理者は、この建物全体でのテナントごとに指定された自衛消防の役割と自己のテナントで災害が起きたときの自衛消防活動(別表5の役割のうち概ね「副隊長・指揮・安全防護・応急救護」を除いた役割)を表にして、更衣室に張り出すなど、周知徹底します。

5 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

① 情報提供

火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、「第1総則」の「9 図書等」に掲げる図書等を()に配置します。

② 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、この建物の()に消防隊の誘導のための人員を配置します。

第5 防火・防災の教育と消防訓練

1 防災教育

- ① この建物全体としての防火、防災に関する教育は、会議や検査・点検時、ビル全体の消防訓練時などに、管理権原者及び防火管理者を対象に実施します。
- ② それぞれのテナントの従業員に対する防火、防災に関する教育は、管理権原者や防火管理者が、実施日時や科目などを決めて実施します。

2 消防訓練

統括防火管理者は、別表5のとおり活動するこの建物全体としての総合的な消防訓練を()月及び()月に実施します。

なお、消防訓練を実施する際、統括防火管理者は、事前に所轄消防署とそれぞれの防火管理者に連絡します。

第6 その他

1 全体についての防火管理業務の一部委託

- ① 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）及びその業務の範囲及び方法等については、別表6「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとします。
- ② 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施します。
- ③ 受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告します。

2 その他必要な事項

その他、この建物全体についての防火管理に関し、必要な事項が発生した際は、管理権原者と協議の上、統括防火管理者が定め、必要に応じ、この全体消防計画等を改正し、届け出ます。

3 施行日

この計画は、()年()月()日から実施します。

共同防火管理台帳

防火対象物 名称・所在地			
管理 関係	所有者	氏名・住所(名称・所在地・代表者職・氏名)	
	統括 防火管理者	氏名・住所(名称・所在地・代表者職・氏名)	
建物 概要	構造様式(階段)	建築面積	m ²
		延面積	m ²
		敷地面積	m ²
		テナント数 (従業員数)	店 (名)
電気・ボイラー 危険物施設の概要	施設別(能力・容量・取扱数量等)	許可(許可・届出) 年月日	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消防用設備等・特殊消防用設備等</p>	<p>設備別(種別・数量・設置位置等)</p>	<p>設置(届出)年月日</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備 考</p>		

行事予定表

月別	行事	防火教育	自主点検 自主検査	消防訓練
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

行 事 実 施 結 果 記 録 簿

実施年月日	実 施 内 容	備 考
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		
. .		

管理権原を有する範囲 一覧表

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	所有部分	管理権原を有する範囲

階数	事業所 (テナント) 名 称	代表者 (権原者)	役職名	防火管理者 氏名	管理権原を 有する範囲
			氏名		

火災予防の役割と日ごろから注意すること

役 割 と 注 意 事 項	
役 割	<ul style="list-style-type: none"> * 協議会は、この建物での火災予防など安全を守るためにしなければならぬことを定めます。 * 協議会の代表者と統括防火管理者は、協議会で定められたこの建物での火災予防など安全を守ることに付いて、みなさんを指導、監督する責任と権限をもっています。 * 管理権原者と防火管理者は、テナント内の火災予防など安全を徹底して、この建物全体の安全性を高めることに努めます。
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 通路、階段、出入口など災害が起きたとき避難通路となるところには、物品を置いたり、カーテンなどで覆ったり、塞いだりしないでください。 2 消火器や誘導灯、屋内消火栓設備など万一の災害に備えた設備や器具は、見通すことができ、いつでも使える状態にしておいてください。 3 防火戸や防火シャッターのまわりには、閉鎖の障害となる物品や燃え移りやすい品物を置かないでください。 4 機械室やボイラー室、変電室などは、専任の係員以外は立入らないでください。 5 テナントで無人となるときは、最後に出る人が火の始末を必ずして、カギをかけてください。 6 喫煙場所に指定した場所以外は、禁煙とし、吸いがらは、指定した水入り容器以外に捨てないでください（テナント内は、それぞれできめてください）。 7 みなさんの中で、この建物全体もしくはテナントとして安全を守るために注意することで、わからないことがあるときは、統括防火管理者か防火管理者にどんなことでも、いつでも確かめてください。
工 事 中	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事をするときは、工事の前に統括防火管理者と相談してください。 2 工事の施工者は、工事中の火災予防のため、担当責任者をきめて統括防火管理者に報告してください。 3 工事中の担当責任者は、工事中の安全を守るための計画を立てて統括防火管理者に提出してください。 4 溶接など火を使う作業をするときは、防火性能のある工事用シートなどで区画し、まわりに消火器など消火用具を準備して行ってください。 5 危険物、高圧ガスなどの持込みや火を使う作業については、そのつど統括防火管理者の承認を受け、その数量、品名、管理方法や火の使用場所と時間などをはっきりさせてください。
統括防火管理者に報告がいつき	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 きめられた場所、時間以外で臨時に火を使用したいとき 2 テナント独自で工事するときと、避難誘導訓練を行うとき 3 防火管理者を変更したいとき

検査・点検計画表

検査	検査対象	検査月日	検査項目	
	建物等	月 日 月 日	○建物の外壁、看板類や窓、その他の開口部の安全確認 ○防火区画の位置、構造、防火戸、防火シャッターなどの機能 ○廊下、階段、避難通路、非常口などの安全確認 ○防災物品の性能確認	
	電気設備器具	月 日 月 日	○電気配線や電気器具、機械・設備などの機能	
	危険物施設	月 日 月 日	○ボイラーなど火を使用する設備器具の構造や危険物の貯蔵、取扱の適否ほか掲示板などの確認	
	火気使用設備器具	月 日 月 日	○共用部分の給湯器、暖房器具の機能、喫煙箇所の管理機能などの確認	
消防用設備等・特殊消防用設備等の点検	点検の区分	点検実施月日		
	種類	機器点検	総合点検	
		月 月	月	

災害が起きたときの役割表

役割	災害に応じて活動すること		
	火 災	地 震	ガ ス 漏 れ
発見者	<ul style="list-style-type: none"> ・非常ベルを鳴らすとともに、大声で近くにいる人に知らせる ・消防「119」に通報 ・火災が起きた場所（区域、部屋、階など）を☎〇〇〇（防災センターなど）へ通報する ・近くにある消火器で消火する 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用中の火を、ただちに始末する ・机の下、柱の隅などの安全な場所で、落ちてくるものから身を守る ・出入口の近くにいるときは、扉やドアなどがしまらないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れの器具などのコックを閉める ・ガス漏れの場所（区域、部屋、階など）を☎〇〇〇（防災センターなど）へ通報する ・火を使っているときは、すぐ消して、禁煙するよう大声で知らせる ※電気スイッチ類に触れないこと ※電話は、ガス漏れ区域以外のものを使用
隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮、命令 ・各担当者の安全管理 ・通報、避難、消火活動の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮、命令 ・避難開始時期、避難場所の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮、命令 ・ガス本管の閉鎖時期決定 ・火気使用設備器具等の再使用時期決定（ガス会社の安全確認、指示による）
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・隊長の補佐、隊長不在時の隊長代行 		
指揮	<ul style="list-style-type: none"> ・隊長、副隊長の指揮補佐 ・各担当者への命令伝達 ・隊長など、指揮する者の場所をきめて、各担当者への命令や報告させる場所をはっきりさせる 		
通報連絡 情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・消防「119」に通報（通報確認）する ・非常放送設備により館内放送する ・災害状況、担当ごとの活動などの情報を集める ・関係者へ連絡する ・消防隊到着時の誘導と被害状況等の情報を提供する ・消防隊への建物構造等に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内放送して、パニックの発生を防止する ・携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を集める ・周辺で火災が起きていないか、燃え移ってこないかなどを調べて、隊長に報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のことを館内放送する ※火の使用の中止と禁煙すること ※電気器具やスイッチ類に触れないこと ※係員の指示、誘導に従って避難すること ・消防、ガス会社（ガス漏れ担当）、警察へ通報する
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・メガホン、携帯拡声器を使って落ち着いて行動するよう誘導する ・誘導する方向は、火災の起きている場所と反対方向の出口に誘導する ・避難の方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する ・誘導の責任者は、客席やトイレなどお客様が残っていないことを確認の後避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ・扉やドアを開く ・避難通路に倒れた物や落ちた物を取り除く ・火災が起きていないときは、お客様を落ち着かせ、隊長が避難するよう命令するまで、柱の回りや、壁際など安全な場所で待つ（火災が起きたときは、すぐ誘導する） ※誘導は自力で避難できない人を優先 ※誘導の方法は、火災のとときと同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ区域から離れた場所の扉や窓を開放する ・喫煙中のたばこを、すぐ消すよう指示する ・万一に備え、できるだけ遠くに誘導する ・暗くても、ライターやマッチを使わないよう指示する
初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内消火栓設備、消火器で消火する ・近くにある消火器を火災の場所に運ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ火災が起きてもすぐ消火できるよう準備しておく 	
安全防護	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッターや防火戸を閉める ・灯油などの危険物や重要書類を持ち出す ・ロープなどで立入禁止区域を設定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・扉やドアを開く ・避難通路に倒れたものや落ちたものを取り除く ・火を使っている器具などを停止、消火する ・ロープなどで立入禁止区域を設定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ箇所の補修など安全措置する ・火を使っている器具などを停止、消火する ・ガス漏れ区域外から電源を遮断する ・ロープなどで立入禁止区域を設定する
応急救護	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮本部の近くの安全な場所に応急救護所を設置する ・負傷者の応急手当 ・負傷者の怪我の程度や年齢、住所など救急隊との連携をとる 		

※役割ごとの各担当者の任務分担については、それぞれに指示します。

※役割ごとの担当者の人数が複数のものは、担当ごとの責任者を指名します。

防火管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

再委託者の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 全部			
防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等					
〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕				受託者が再委託する場合記入	
氏名（名称） 住所（所在地） 担当事務所（電話番号） 所在地 電話番号 〔教育担当者氏名〕 〔講習等種別・番号〕 〔教育計画〕					
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	方法	常駐場所			
		常駐人員			
		委託する防火対象物の区域			
		委託する時間帯			
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	方法	巡回回数			
		巡回人員			
		委託する防火対象物の区域			
		委託する時間帯			
	遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務		<input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		<input type="checkbox"/> 同左
<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左			
<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左			
<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> その他（ ）			
方法	現場確認要員の待機場所				
	到着所要時間				
	委託する防火対象物の区域				
	委託する時間帯				

（備考） 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。